

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <https://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和5年12月18日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail : tmb@tkcnf.or.jp 担当 : 池田
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17アケイ南森町6F TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

NISA及びiDeCoの税制度

1. NISA（少額投資非課税制度）及びiDeCo（個人型確定拠出年金）とは

通常、株式や投資信託などの金融商品に投資をした場合、売却して得た利益や受け取った配当に対して20.315%の税金がかかりますが、NISAの専用口座内で毎年一定の金額以内で購入した金融商品から得られる利益が非課税になる制度がNISAです。iDeCoは自分で決めた掛け金を積み立てて運用し、60歳以降に公的年金とは別に給付を受けられる私的年金制度の一つであり、NISAと同じく毎年一定の金額以内で購入した金融商品から得られる利益が非課税になり、拠出金額が全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象となるため、毎年の所得税や住民税が少なくなります。60歳以降にならなければ引き出すことができません。

2. NISAの税額控除

2024年1月からNISAの新制度が開始されます。現行の制度では、つみたてNISAと一般NISAは選択制で併用ができませんでしたが、新制度では併用が可能となりました。また、年間投資枠がつみたてNISAが40万円から120万円に、一般NISAが120万円から240万円に拡大し、非課税保有期間が無期限化します。2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資している商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用するため、現行制度から新制度への移管はできません。そのため、非課税保有期間（取得後5年）を終えた一般NISAの商品は売却しなければ自動でその時の時価で課税口座に移管されます。

	つみたて投資枠	併用可能 成長投資枠
年間投資枠	120万円	240万円
非課税保有期間	無期限化	無期限化
非課税保有限度額	両枠取得価格の合計1800万円 (成長投資枠のみの場合は1200万円、枠の再利用可能)	
口座開設期間	恒久化	恒久化
投資対象商品	長期の積立・分散投資 に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等 ^(注1)

(注1) ①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託
及びデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除外

3. NISA及びiDeCoの相続税評価

NISAで運用していた金融商品は相続が発生した場合、通常の株式や投資信託の相続税評価同様、上場株式・上場投資信託の評価額を計算する際は、①死亡日の終値②死亡月の終値平均③死亡前月の終値平均④死亡前々月の終値平均から最も低い金額に株式数や投資信託口数をかけた金額が評価額となります。一般的な非上場公募信託は、死亡日の1口当たりの基準価格に保有口数をかけ、信託財産留保額や解約手数料を差し引きます。配当金については配当基準日に被相続人が生きていれば、相続財産に含んで計算します。

iDeCoの資産を相続する場合は死亡一時金として一括で支払われ、一時金はみなし相続財産（退職金）として500万円に法定相続人の数をかけた金額まで非課税となります。iDeCoの資産の受取順位は、①指定受取人②配偶者（死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）③子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順で死亡した人の収入によって生計を維持していた親族、の順となっています。第1順位の指定受取人はあらかじめ登録でき、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の中から指定することができるため、手続きをしておくとい良いでしょう。

iDeCoの資産を受け取るには相続人が金融機関に請求する必要がありますが、請求する時期によって税の扱いが変わってきます。死後3年以内なら、みなし相続財産として上記非課税規定が適用されますが、死後3年を超えると相続人の一時所得となるため所得税の対象となります。ただし、税金とは無関係に5年を超えると相続財産となるため、遺産分割協議の対象となりますのでご注意ください。

4. 運用資産を相続した場合

NISA口座は相続人のNISA口座に移すことができず、移管先は同じ金融機関の課税口座となります。相続人が被相続人の運用資産を相続した場合、運用資産がNISA口座か課税口座かによって取得価格が異なります。NISA口座から資産を引き継ぐ場合は、被相続人が死亡した日の終値が相続人の取得価格となります。被相続人の課税口座から資産を相続する場合は、被相続人の購入価格が相続人の取得価格となります。例えば、1株500円で購入した銘柄が死亡日に700円に上昇していて、その後1,000円で売却した場合、NISA口座であれば700円が取得価格となり300円の利益が生じ、課税口座であれば500円が取得価格となり500円の利益が生じ、取得価格が異なってきますのでご注意ください。